

平成 28 年版 楽学管理業務主任者 過去問 5 年間
【法改正のお知らせ】

(3779)

平成 28 年 11 月 16 日
 (株)住宅新報社 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P 33 肢 1	適切である。会計担当理事は、理事の互選により選任する（マンション標準規約（単棟型）35 条 3 項）。	適切である。会計担当理事は、理事のうちから、理事会で選任する（マンション標準規約（単棟型）35 条 3 項）。

平成 28 年版 楽学管理業務主任者 過去問 5 年間
【法改正・正誤のお知らせ】

(3779)

平成 28 年 7 月 13 日
 (株)住宅新報社 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P 33 肢 3 下から 1 行 目	同規約 41 条 2 項	同規約 41 条 3 項
P 69 肢 3 下から 1 行 目	(ア) 2 項は、	(ア) 4 項は、
P 75 肢ア 上から 3 行 目	経費に充当する場合に限って取り崩すことができる	経費に充当する場合には、取り崩すことができる。なお、マンション敷地売却に係る合意形成に必要となる事項の調査費用に充当する場合にも、修繕積立金を取り崩すことができる。
P 75 肢ウ 下から 2 行 目	同規約 60 条 5 項	同規約 60 条 6 項
P 99 肢 1 下から 1 行 目	指針二ー 6	指針二ー 8
P 135 肢 1 上から 2 行 目	標準管理規約（単棟型）41 条 3 項	標準管理規約（単棟型）41 条 4 項
P 135 肢 4 下から 1 行 目	同規約 41 条 2 項	同規約 41 条 3 項

P 167 肢ア 下から 2 行 目	同規約 60 条 5 項	同規約 60 条 6 項
P 167 肢ウ 下から 2 行 目	同規約コメント第 21 条関係⑤	同規約コメント第 21 条関係⑧
P 169 肢 4 下から 2 行 目	その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。	その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律 25 条 2 項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。
P 175 肢エ 上から 3 行 目	同規約 47 条 (イ) 5 項	同規約 47 条 (イ) 6 項
P 201 肢 1 上から 2 行 目	管理組合は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、	管理組合の管理者等は、維持修繕を円滑かつ適切に実施するため、
P 201 肢 1 下から 2 行 目	適時閲覧することができるように配慮することが望ましい	適時閲覧することができるようにすることが望ましい
P 269 肢エ 下から 3 行 目 に追加	管理規約を改正しなければならない。	管理規約を改正しなければならない。なお、同規約 15 条は、マンションの住戸の数に比べて駐車場の収容台数が不足しており、駐車場の利用希望者（空き待ち）が多い場合を前提としている。しかし、駐車場の需要が減少し、空き区画が生じているケースでは、組合員以外の者に使用料を徴収して使用させることも考えられる（同規約コメント第 15 条関係①）。
P 271 肢ウ 下から 1 行 目	同規約 60 条 3 項	同規約 60 条 4 項
P 277 肢 4 上から 3 行 目	同規約 41 条 2 項	同規約 41 条 3 項
P 281 肢 2 上から 2 行 目	著しい変更を伴わないものを除く。	著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律 25 条 2 項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。
P 281 肢 4 上から 3 行 目	同規約コメント第 21 条関係⑤	同規約コメント第 21 条関係⑧
P 337 肢 1 上から 1 行 目～	地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に要する費用であり、	削除
P 337 肢 2 上から 2 行 目	同規約 27 条 12 号	同規約コメント第 27 条関係②
P 337 肢 3 下から 2 行 目	同規約コメント第 27 条関係②	同規約コメント第 27 条関係③
P 371 肢 1 差し替え		最も不適切であり正解。議決権は、代理人によって行使することができる（区分所有法 39 条 2 項、標準管理規約（単棟型）46 条 4 項）。そして、この代理人になることができるのは、①その組合員の配偶者（婚姻の届出をしていないのが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は一親等の親族、②その組合員の住戸に同居す

		る親族、③他の組合員である（同規約 46 条 5 項）。したがって、単なる賃借人は、代理人として議決権を行使することができない。
P 371 肢 4 下から 2 行 目	同規約コメント第 46 条関係⑤	同規約コメント第 46 条関係⑥
P 371 最終行	正解 2、3	正解 1、2、3
P 373 肢 1 上から 3 行 目	標準管理規約（単棟型）27 条 11 号	標準管理規約（単棟型）27 条 10 号
P 373 肢 3 上から 1 行 目	敷地の通常の管理に要する費用	その他 32 条に定める業務に要する費用（通常の管理に要する経費）
P 373 肢 3 上から 2 行 目	同規約 27 条 12 号	同規約 27 条 11 号
P 373 肢 4 下から 1 行 目	同規約コメント第 21 条関係⑤	同規約コメント第 21 条関係⑧
P 401 肢 2 削除（説問 肢として不成立）		（平成 28 年 4 月 1 日施行の改正法により、旧法 75 条の 2 の条項自体が削除された）
P 405 肢 4	同指針二 6	同指針二 8
P 439 肢 4 上から 3 行 目	同規約 28 条 3 項	同規約 28 条 4 項
P 473 肢 1 上から 3 行 目	標準管理規約（単棟型）41 条 2 項	標準管理規約（単棟型）41 条 3 項
P 473 肢 4 上から 2 行 目	同規約 41 条 2 項	同規約 41 条 3 項

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 183 肢ア 上から 1 行 目	理事とは別に必ず管理者を定めることができる	理事とは別に管理者を定めることができる
P 279 肢 4 下から 1 行 目	同規約 48 条 2 号	同規約 48 条 2 号、58 条 2 項
P 373 肢 4 上から 1 行 目	共用部分の通常の管理に要する費用	経常的な補修費
P 373 肢 4 上から 3 行 目	同規約 27 条 12 号	同規約 27 条 6 号

平成 28 年 2 月 19 日
 ㈱住宅新報社 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P 81 肢 2 上から 3 行 目	共有部分	共用部分
P 103 肢 4 上から 1 行 目	施行規則 87 条の 5	施行規則 87 条の 5 項